

件名：漁業法に基づく指示事項

(沖縄海区漁業調整委員会)

沖縄海区漁業調整委員会指示15第4号

平成15年5月30日付け沖縄県告示第460号をもって公示された漁業の免許の内容たるべき事項等(以下「当該漁場計画」という。)のうち、共同第23号第一種共同漁業を内容とする共同漁業権を取得した漁業協同組合と関係地区内に住所を有する漁民であってその組合員ではないものとの関係において当該漁業権の行使を適切にするため、漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第11項、第67条第1項及び第116条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成15年9月1日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 伊野波盛仁

(漁業の操業)

- 1 多良間村に住所を有する漁業者は、共同第23号第一種共同漁業を内容とする漁業(以下「当該漁業」という。)を営むことができる。

(遵守事項)

- 2 1の定めにより当該漁業を営むことができる者であっても、当該漁場計画の免許の内容たるべき事項の漁業の時期及び制限又は条件を遵守しなければならない。

(実績報告)

- 3 1の定めにより当該漁業を営んだ者は、毎年1月から12月までの漁獲実績を別に定める様式により、翌年の1月31日までに沖縄海区漁業調整委員会へ提出しなければならない。

(この指示の有効期間)

- 4 この指示の有効期間は、平成15年9月1日から平成20年8月31日までとする。